



市内局番を確かめておかけください

都市計画道路・下水道の変更

兵庫県と南あわじ市で計画を進めている都市計画案の説明会を次のとおり開催します。  
 ▼日時 6月24日(火) 午後2時  
 ▼場所 南淡公民館  
 ▼変更内容(左図)  
 ①南淡都市計画道路 福良港線(県道・阿万福良湊線) 法線等の変更  
 ②南淡都市計画下水道 福良浄化センター 敷地の変更  
 都市計画課 ☎ 37・3016

変更予定の都市計画道路・下水道



申告期間は... 7月1日(火)～31日(木)  
 19年分の所得が大きく下がり、所得税がからなくなったり、所得税がからなくなったりは、7月31日(木)までに申告することによって、税源移譲で増額になった市・県民税額が還付されます。  
 これは、税源移譲による市・県民税の増額分を所得税から減額することができなくなるための経過措置です。  
**対象者**  
 18年分所得税と19年度市・県民税所得割が課税された方のうち、19年分所得税が非課税になった方  
 ※18年分所得税と19年度市・県民税の「課税」「非課税」は、分離課税分を含めずに判定します(ただし、19年分所得税は分離課税を含めて判定)  
 ※人的控除(扶養控除など)以外の控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)や税額控除(住宅借入金等特別控除など)の申告で19年分所得税が非課税になった場合は対象外  
 ※19・20年度の市・県民税が南あわじ市で課税されている方のうち、対象者には減額申告書を6月末に郵送します。(3月17日まで19年分の所得を申告された方に限る)  
**対象者とならない方**  
 19年中に死亡された方、海外へ転出された方  
**手続方法**  
 19年度の市・県民税が課税された市町村に「19年度分市県民税減額申告書」を提出  
**提出先**  
 税務課または総合窓口センター  
 税務課 ☎ 43・5022

児童手当を受給している方へ

6月 現況届提出の月

現在児童手当を受給している方は、6月30日(月)までに「児童手当現況届」を総合窓口センターへ提出してください。これにより引き続き手当を受けられるかどうか確認します。  
 この届出がないと、6月分以降の児童手当が一時受けられなくなり、また手当を申請されていない方や、所得制限等で手当が受けられなかった方は、新たに認定請求の手続きが必要です。  
 福祉課 ☎ 44・3002

届出に必要なもの

| 受給者全員                    | 現況届(郵送されます)、印鑑(認印)                                    |
|--------------------------|---|
| 厚生年金加入の方                 | 受給者本人の健康保険証、または事業所が証明する年金加入証明(様式は市ホームページからダウンロードできます) |
| 平成20年1月2日以降に南あわじ市へ転入された方 | 平成20年1月1日に住所のあった市区町村長が発行する20年度の所得証明(19年分所得)           |
| 児童と住民票が別の方               | 監護・生計同一申立書、児童の属する世帯全員の住民票の写し(児童の住所が南あわじ市の区域外にある場合に必要) |

家庭児童相談

家庭における児童の養育や福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が家庭児童問題の相談に応じます。  
 ▼相談内容 養育の悩み、発達の遅れ、非行行動、家庭の人間関係、虐待行動、知的障害や肢体不自由、福祉制度の相談など

※内容によっては、ご家庭センター等の関係機関と連携し、解決を図ります。相談で知り得た秘密は、堅く守ります  
 ▼受付 福祉課 ☎ 44・3013 へ電話でお申込ください  
 ▼相談場所 福祉課(緑庁舎)

所得変動に伴う市・県民税の還付

19年分の所得が大きく下がり、所得税がからなくなったり、所得税がからなくなったりは、7月31日(木)までに申告することによって、税源移譲で増額になった市・県民税額が還付されます。  
 これは、税源移譲による市・県民税の増額分を所得税から減額することができなくなるための経過措置です。  
**対象者**  
 18年分所得税と19年度市・県民税所得割が課税された方のうち、19年分所得税が非課税になった方  
 ※18年分所得税と19年度市・県民税の「課税」「非課税」は、分離課税分を含めずに判定します(ただし、19年分所得税は分離課税を含めて判定)  
 ※人的控除(扶養控除など)以外の控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)や税額控除(住宅借入金等特別控除など)の申告で19年分所得税が非課税になった場合は対象外  
 ※19・20年度の市・県民税が南あわじ市で課税されている方のうち、対象者には減額申告書を6月末に郵送します。(3月17日まで19年分の所得を申告された方に限る)  
**対象者とならない方**  
 19年中に死亡された方、海外へ転出された方  
**手続方法**  
 19年度の市・県民税が課税された市町村に「19年度分市県民税減額申告書」を提出  
**提出先**  
 税務課または総合窓口センター  
 税務課 ☎ 43・5022

入学祝金を

お贈りしています

南あわじ市では、今年度小・中学校にご入学された児童生徒の保護者の方(20年4月1日に南あわじ市に住所を有する方)に対して、「ふれあい振興商品券」1万円分を入学祝金としてお贈りしています。商品券の使用期限は、平成20年11月7日まで。期限内にご利用ください。  
 該当者には5月中旬に配達記録郵便で送付しています。まだお手元に届いていない方は、少子対策課までお問合せください。  
 少子対策課 ☎ 44・3040

夏のエコスタイル

南あわじ市では、省エネルギーによる地球温暖化防止を図るため、庁舎など施設の冷房を28℃に設定するとともに、職員の軽装(ノーネクタイ等)によるクールビズを実践します。

期間 6月1日～9月30日

Tax Information

市・県民税とは?

市の税金である個人市民税と県の税金である個人県民税を合わせて市・県民税(住民税)と呼びます。  
 定額負担の「均等割」(市民税3,000円、県民税1,800円)と所得金額に応じての「所得割」から成ります。

課税対象者は?

20年1月1日現在、南あわじ市にお住まいで、19年中に一定額以上の所得がある方が課税対象者となります。

課税方法は?

住民税の所得割は、前年の所得に対して課税されます。賦課徴収は市が行います。

◆1期分の納期限

6月30日(月)  
 ※納税は口座振替が安心・便利です。  
 ※納付書・通知書は6月中旬に発送します。

◆前納報奨金の率等の変更

今年度より前納報奨金の上限額も変わっています。

|                       | 改正前     | 改正後    |
|-----------------------|---------|--------|
| 率                     | 0.6%    | 0.3%   |
| 計算の基礎に算入する限度額         | 30万円    | 20万円   |
| 今回送付している納付書の前納報奨金の上限額 | 18,000円 | 6,000円 |

税務課 ☎ 43-5022

介護施設入居時の居住費と食費の軽減

介護保険施設(老人福祉施設・老人保健施設・療養型医療施設)に入所(短期含む)してサービスを受ける場合、条件を満たして認定を受ければ、居住費と食費に限度額が設定されます。限度額を超える分は、介護保険から給付し利用者負担を軽減します。  
**対象者**  
 同じ世帯の誰にも市町村民税が課税されていない方が対象者。次の表のとおり、それぞれの段階に応じて軽減することができます。

申請方法  
 総合窓口センター備付の申請書に必要事項を記入して提出。現在、制度を利用されている方は更新案内の通知を6月に送付します。  
 ※詳しくは、市ホームページにも掲載されています  
 長寿福祉課 ☎ 44・3005

負担限度額と基準費用額(1日あたり)

| 利用者負担段階 | 食費     | 居住費(滞在費) |           |              |            |           |
|---------|--------|----------|-----------|--------------|------------|-----------|
|         |        | 多床室(相部屋) | 従来型個室(特養) | 従来型個室(老健、療養) | ユニット型(準個室) | ユニット型(個室) |
| 基準費用額   | 1,380円 | 320円     | 1,150円    | 1,640円       | 1,640円     | 1,970円    |
| 第1段階    | 300円   | 0円       | 320円      | 490円         | 490円       | 820円      |
| 第2段階    | 390円   | 320円     | 420円      | 490円         | 490円       | 820円      |
| 第3段階    | 650円   | 320円     | 1,310円    | 820円         | 1,310円     | 1,640円    |

南あわじ市役所  
 総合窓口センター  
 緑 庁舎 ☎ 44-3001  
 西淡庁舎 ☎ 37-3011  
 三原庁舎 ☎ 43-5021  
 南淡庁舎 ☎ 50-3031  
**【中央庁舎】**  
 議会事務局 ☎ 43-5005  
 市長公室 ☎ 43-5002  
 総務部  
 総務課 ☎ 43-5001  
 防災課 ☎ 43-5006  
 情報課 ☎ 43-5003  
 さんさんネット ☎ 43-2345  
 選挙管理委員会事務局 ☎ 43-5004  
**【緑庁舎】**  
 健康福祉部  
 福祉課 ☎ 44-3002  
 長寿福祉課 ☎ 44-3005  
 保険課 ☎ 44-3003  
 健康課 ☎ 44-3004  
 少子対策課 ☎ 44-3040  
**【西淡庁舎】**  
 産業振興部  
 商工観光課 ☎ 37-3012  
 企業誘致課 ☎ 37-3046  
 水産振興課 ☎ 37-3013  
 都市整備部  
 管理課 ☎ 37-3014  
 建設課 ☎ 37-3015  
 都市計画課 ☎ 37-3016  
 教育委員会(教育部)  
 教育総務課 ☎ 37-3017  
 学校教育課 ☎ 37-3018  
 人権教育課 ☎ 37-3019  
 生涯学習文化振興課 ☎ 37-3020  
**【三原庁舎】**  
 市民生活部  
 市民課 ☎ 43-5023  
 税務課 ☎ 43-5022  
 収税課 ☎ 43-5034  
 生活環境課 ☎ 43-5024  
 農業振興部  
 農林振興課 ☎ 43-5025  
 農地整備課 ☎ 43-5026  
 地籍調査課 ☎ 43-5027  
 農業共済課 ☎ 42-6210  
 農業委員会事務局 ☎ 43-5029  
**【南淡庁舎】**  
 財務部  
 財政課 ☎ 50-3033  
 管財課 ☎ 50-3034  
 上下水道部  
 企業経営課 ☎ 50-3037  
 水道課 ☎ 50-3038  
 下水道課 ☎ 50-3039  
 下水道加入促進課 ☎ 50-3041  
 会計課 ☎ 50-3040  
 監査委員事務局 ☎ 50-3050